

## 2024年度第1回通常理事会議事録

当財団定款第48条第1項に基づき次のとおり議事録を作成する。

1. 開催日時		2024年6月15日 土曜日 15:00-18:00			
2. 会場		財団事務所（熊本県商工会館内）			
3 出席者	職	氏名	出席確認欄		同乗確認欄
	代表理事	徳永伸介	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	副代表理事	西原明優	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	原 育美	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	藤田可奈子	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	山口久臣	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	成尾雅貴	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	明石祥子	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	理事	大森眞樹	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
	監事	福井雄一郎	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席	
監事	矢田智之	出席	・ WEB 出席 ・ 欠席		
4. 議題					
<審議事項> 第1号議案 2023年度事業報告 第2号議案 2023年度決算報告 第3号議案 監査報告 第4号議案 2024年度事業計画（案） 第5号議案 2024年度予算案 第6号議案 規程の制定について 第7号議案 評議員会に提出する新役員候補者名簿について					
5. 配布資料					
・ 2024年度一般財団法人くまもとSDGs推進財団第1回通常理事会議案書					

### 6. 議事の経過及びその結果

#### (1) 定足数の確認等

定款第45条では、「理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催すること

ができない。」とあるが、今回の通常理事会は、WEBを含め理事8名のうち6名が出席をしていることから、定足数を満たし成立することを確認した。

(2) 開会

代表理事徳永伸介が開会を宣言した。

(3) 議事及び議事録署名について

定款第44条の規定に基づき議長は代表理事が務める。

議事録署名人はまた定款第48条の規定に基づき、代表理事及び監事とし、議案の審議に移った。

先ず招集通知が遅れた件について徳永代表理事より以下の説明があった。

今回の通常理事会の招集について、定款に基づき5日前までに通知をすべきところ、諸事情により出来ていなかったことについて謝罪と、本日欠席理事については趣旨の説明及び本日理事会を実施することについての了承を得ている旨の報告ののち、本日理事会を開催して良いか採決が行われ、全員賛成にて承認された。

## ○審議事項

### 第1号議案 2023年度事業報告について

議案書に基づき、総括等については徳永代表理事が、各事業等についてそれぞれの事業実施責任者が報告を行った。

これに対して以下の質疑・意見があった。

- ・4Pの管理についての中で、23年度の寄付615万円とあるが、正味財産増減計算書では717万円となっており、どちらが正か？

また、この寄付は管理費だけではなく、事業費も含まれているので、この項目に入れるのは如何かと思われる。(成尾理事)

⇒寄付額717万円に修正されることとなった。

- ・8Pの遺贈寄付に記載の「死の体験旅行」について教えてほしい。評議員会等で皆さんにも理解していただけるようにホームページのURLなどを記載して欲しい。

(成尾理事)

- ・全国コミュニティ協会の総会に参加しているので、その旨の記載をして欲しい。

(成尾理事)

- ・豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金について、応募してみたいという声をいただいたが、告知等はどのようにされているのか？(明石理事)

⇒チラシとHPで行っています。先日オモケンパークで中間報告会も開催しました。(徳永代表理事)

- ・その件(オモケンパークでの報告会)も事業報告として記載してください。(成尾理事)

- ・ 7P 休眠預金活用事業のなかで、組織の脆弱性が大きな理由で不採択とあるが、具体的に教えてほしい。(明石理事)
  - ・ 審査の段階で、事務局特に経理を担当する人間が雇用されている体制ではないことを先ず指摘されている。解決策としては、その体制が取れているところとコンソーシアム体制を組むことも考えられるが、今後の検討課題である。(徳永代表理事)
  - ・ この表現では財団の運営体制等について誤解を与える恐れがあるので、不採択となった理由について JANPIA がどのように回答したのかをそのまま引用としてカギ括弧付きで記載すべきであり、それに対する財団の認識がどうなのかをきちんと記載する必要があるのではないか。(成尾理事)
- ⇒JANPIA が回答したこととそれに対する財団の認識を明確にして表現する。

上記指摘事項を修正することし、議長による裁決が行われ、全員賛成にて可決承認された。

## 第2号議案 2023年度収支報告について

議案書に基づき、徳永代表理事より報告が行われた。加えて次の発言があった。

- ・ 2023年度の総勘定元帳の林元専務理事の旅費については、ご本人に確認が取れ、財団への寄付として処理をすることとなった。

これに対して、以下の質疑・意見があった。

- ・ 監査時に指摘のあった各役員への旅費の扱いについて、その後の執行役員会で、監査及び理事会についての旅費を計上することとなったので、86,100円を未収金及び未払い金の中に計上をし、財産目録等についても反映させていることを報告します。(成尾理事)
  - ・ 寄付金の内訳でコングラントとあるが、その内訳は分かるか。誰から寄付をいただいているかということまで把握できているか？(福井監事)
- ⇒コングラントに確認すれば把握できると思う。(徳永代表理事)
- ・ この理事会資料は評議員会で承認されれば、HPへの掲載はここまで詳細に行なうのか？(矢田監事)
- ⇒これまでは、必要最小限の内容にしており、今回は理事会の資料なので詳細に記載されている。(成尾理事・徳永代表理事)
- ・ HPにどこまで公表するのかということだと思うが、寄付に関して名前を公表して欲しい方については、コングラント経由で寄付をされた方であっても公表すべきであり、寄付に対する御礼状等も行うべきではないかと思う。(福井監事)
- ⇒お礼状についてはコングラントのシステムで対応しているが、現金等で寄付をいただいている方については対応が出来る方とそうでない方がいらっしゃる。(徳永代表理事)

- ・寄付をいただいた方については経過報告や御礼を行う意味でも名簿を作成し執行役員や理事で共有しておく必要があると思う。(成尾理事・原理事)
- ・総額だけでなく、事業毎の寄付額や人数を明確にすることで、それぞれの事業担当理事がもっと頑張ろうという気持ちにもつながると思う。(原理事)

⇒コングラントの寄付者と原理事に協力いただき現金での寄付のリストの作成を行いHPへの掲載を行うこととします。(徳永代表理事)

### 第3号議案 2023年度監査報告について

監査報告については、福井監事より業務監査については理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった旨、矢田監事より計算書類等について、適切に処理されている旨の報告がなされた。

その後採決が行われ、第2号議案、第3号議案については、一括委して全員賛成にて可決承認された。

### 第4号議案 2024年度事業計画について

議案書に基づき徳永代表理事より主に3月開催の理事会からの変更点を中心に説明が行なわれた。

#### <変更点>

- ・事業に関する理事の報酬の件  
役員報酬として支払うことについて、12日の執行役員会で協議を行ったが、具体的な規程の変更が必要であることが判った。今回理事会の審議事項として上程していなかったため、29日の評議員会の前に臨時理事会を行いたい。  
またSDGs戦略プログラムとクラウドファンディング型ふるさと納税活用事業に関しても、収益についても役員報酬としたいと考えており、これについても臨時理事会の協議が必要と考えている。
- ・SDGs 経営戦略プログラム  
HP（チラシデータ活用）作成委託費 10万円
- ・SDGs（地域）円卓会議プログラム  
旅費交通費 8,800円、消耗品費 1万円
- ・財団設立5周年事業  
9月、12月に開催  
会場賃借料 5万円、講師謝金 3万円

- ・賛助会員及びマンスリーサポーター
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業  
旅費交通費 17,600 円

これらについて以下の質疑・意見が交わされた。

- ・事業計画については3月の理事会で承認済みなため、資料については理事会用に変更になった部分にアンダーラインをしてもらいたい。(成尾理事)
- ・それぞれの予算の裏付けが不安である。(成尾理事)

## 第5号議案 2024年度収支予算について

議案書に基づき徳永代表理事より主に3月開催の理事会からの変更点を中心に説明が行なわれた。

- ・事業別収支予算案について  
5周年事業の受け取り寄付金目標50万円として予算組み  
SDGs 経営戦略プログラム受取謝金20万円予算組み  
SDGs 円卓会議会議参加者の会費(雑収入)として3万円予算組み  
ふるさと納税連携事業については、事業の取組先が確定していないため、必要な経費として17,600円を予算組みしている。

これに対して以下の質疑・意見が交わされた。

- ・それぞれの事業の中で、経費が管理費として計上されているが、事業として行うのであれば、事業費の中で計上されるべきではないか。また指定正味財産期首残高の金額が決算の数字とリンクしていない。(成尾理事)
- ・前回の理事会は決算が締まってなかったので書きようがなかったが、今回は決算後なので、決算数値を反映させなければならない。収支予算案についても、決算数値との比較であるべき。(矢田監事)
- ・休眠預金と社会的弱者支援事業は事業として行うというコンセンサスがあるのであれば、事業費の中で予算組みするべきだが、事業計画書を見ると不十分に見えるがその辺りをどのように考えているか。(矢田監事)
- ・本文の事業についてはIPで公開するものでもあるので、実施するものに限定してはどうか?書いていないことをすることがダメなわけではないので。(成尾理事)
- ・定款上、評議員会開催通知は開催の5日前に行なう必要があり、その時点で予算案も完成している必要があることから、臨時理事会はそれまでに行う必要がある。(福井監事)

⇒協議の結果、第4号議案・第5号議案については執行役員で協議し事業を絞って再度理事会に提案することとなった。

- ・チャットワークにてまず執行役員で予算案の修正を協議し、臨時理事会については、定款第46条2項によって理事の全員が合意し、監事も承認すれば持ち回りでも問題ないことから、この一週間の間に協議を行うことを確認した。但し、理事会決議があったという議事録を作成することとなった。

## 第6号議案 規程の制定について（理事会決定事項）

議案書に基づき徳永代表理事より説明。

これに対して以下の質疑・意見が出る。

- ・会員証の発行とあるが、数多くの事業もある中で、きちんと対応ができるか。（成尾理事）
- ・佐賀未来創造基金では寄付者についてIPで名前を公表している。当財団も希望する方は（会員証の発行よりもむしろ）IP等で公表するのはどうか。（福井監事）
- ・スタートをいつにするかは別にして、規程だけは作っておこうという話を前回の執行役員会で行った。（山口理事）
- ・そうであれば具体的な施行日は執行役員会で決めるという条文を附則として入れてはどうか。（成尾理事）
- ・第4条2項を「広報物等への氏名又は名称の掲載」と変更してはどうか。（福井監事）
- ・退会届には日付があった方が良い。（福井監事）
- ・第9条 必要か？代表理事が恣意的に決められるように見える。この規模の財団であれば必要なのではないか。（福井監事）⇒ 第9条は削除することとなった。

⇒その後採決が行われ、第5号議案については、上記意見を反映することを前提に全員賛成にて可決承認された。

## 第7号議案 評議員会に提出する新役員候補者名簿について

議案書に基づき徳永代表理事より説明が行われ、全員賛成にて可決承認された。

新理事の山下託史氏より

- ・遺贈寄付について財団として取り組みたいと徳永代表理事よりお話をいただき、私で出来ることがあればとのことで参加させていただくこととなった。今後具体的な取り組みを行っていきたい。

議事録署名

定款第 48 条第 2 項に基づき、出席者代表理事及び監事が、記名押印する。

署名欄 代表理事

監 事

監 事

以上